令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回 権利擁護専門部会 次第

日時:令和5年8月2日(水)13時30分~15時30分

会場:文京区民センター3A会議室

- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 議題
 - (1) 令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会について
 - (2) 令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会における検討事項について
 - (3)権利擁護センター実績報告
 - (4)権利擁護専門部会における取組みについて
 - (5) その他

【配布資料】

資料第1号	令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿
資料第2号	文京区障害者地域自立支援協議会要綱
資料第3-1号	文京区障害者地域自立支援協議会について
資料第3-2号	令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会(組織図)
資料第3-3号	令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール
資料第3-4号	文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等
資料第4号	令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の検討事項について
資料第5号	権利擁護センター実績報告
資料第6号	令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告
資料第7号	制度利用前からの切れ目ない支援の構造つくりについて(案)

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和5年8月2日

敬称略

役職名	新委員	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長		髙山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員		松下 功一	文京槐の会 は~と・ピア2施設長
委員		皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
"		清水 健太	文京地域生活支援センターあかり
"		美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
"		坂井 崇徳	弁護士
"		箱石 まみ	司法書士
"		新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
"		保坂 勇人	文京社会福祉士会 事務局長
"		今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区
"		山口 恵子	知的障害者相談員
"		杉浦 幸介	当事者委員
"		久米 佳江	当事者委員
"		平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	0	櫻井 智子	福祉政策課 地域福祉係長
"	0	福田 洋司	身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
"		荒井 早紀	知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
"		佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
//	0	柳瀬 裕貴	予防対策課 保健指導係長(保健師)
事務局		石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 次長
事務局		伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		山田 晶子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正 24文福障第688号 平成24年6月01日一部改正 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正 27文福障第2238号 平成28年2月01日一部改正 27文福障第2238号 平成28年2月01日一部改正 30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正 2019文福障第2982号 令和2年3月18日一部改正 2020文福障第2045号 令和2年12月18日一部改正 2021文福障第2084号 令和3年12月17日一部改正 2022文福障第2006号 令和4年12月2日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関す る課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援 する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
 - (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
 - (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
 - (4) 権利擁護の取組に関すること。
 - (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
 - (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員と する。
 - (1) 学識経験者 2名以内
 - (2) 精神科医師 1名
 - (3) 障害者相談員 2名
 - (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
 - (5) 別表第2に掲げる職にある者
 - (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は 意見を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 協議会の下に、専門部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 相談·地域生活支援専門部会
 - (2) 就労支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 子ども支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長(部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。) は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催すること ができる。
- 7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 8 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この 場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。
- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会 文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課
 - (2) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会

文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会

文京区基幹相談支援センター

(5) 子ども支援専門部会

福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

- 第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。
- 2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人 に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月 31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する 公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

福祉関係	文京区社会福祉協議会 民生・児童委員協議会 障害当事者団体	1名 1名 1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所 都立精神保健福祉センター	1名 1名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7名以内

別表第2(第3条関係)

	福祉部障害福祉課長
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	保健衛生部予防対策課長
区職員 委員	文京保健所保健サービスセンター所長
	教育推進部教育センター所長
	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長
区委託事業所等	区立本郷福祉センター施設長
	障害者就労支援センター所長
	障害者基幹相談支援センター長

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

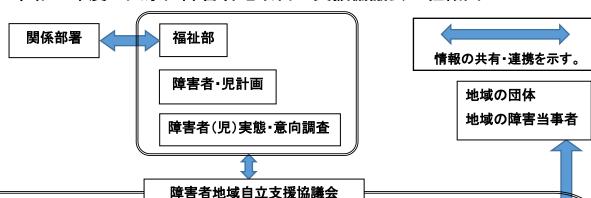
- (3) 会議記録の取扱い
 - ・ 障害者地域自立支援協議会(親会)においては、会議録を作成し、会議 名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた 事項を記載する。
 - ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
 - ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、 出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料 と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、 公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



親会

(事務局:障害福祉課)

- ・各専門部会の検討事項を決定し、各専門部会に対して検討依頼を行う。
- ・各専門部会の検討内容の発表を行う「専門部会合同発表会(仮称)」として開催する。

運営会議

(事務局:障害福祉課)

会長、副会長、部会長、事務局等が参加。自立支援協議会 のあり方、部会再編、課題整理等について検討、調整する。

説明・報告

意見

専門部会

(必要に応じて合同開催)

障害当事者部会

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

- ・区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動等を行う。
- ・親会、各部会の検討内容について、障害当事者の視点から提言を行う。
- ・必要に応じて親会、専門部会に出席する。

統合

相談•地域生活

障害者基幹相談支援

課題・検討内容の共有

就労支援専門部会 (事務局:障害者就労

支援専門部会 支援センター) (事務局:障害福祉課・

一般就労の推進と福祉 センター) 的就労の充実について 相談支援体制や地域生 検討する。 活を支える仕組みにつ いて検討する。

検討依頼

(事務局:社会福祉協 議会)

障害者の権利擁護の 取組みや虐待を予防 するための仕組みにつ いて検討する。

子ども支援専門部会

報告(発表)

(事務局:障害福祉課)

新設

子ども支援に関する課 題や問題点を分析し、 子ども中心の支援体 制の構築等について 検討を行う。

権利擁護専門部会

課題・検討内容の共有

各種会議体や連絡会

- 指定特定相談支援事業所連絡会(事務局:障害者基幹相談支援センター)
- 就労支援者研修会(事務局:障害者就労支援センター)
- ·障害者差別解消支援地域協議会(事務局:障害福祉課·予防対策課) その他

個別支援会議

令和5年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

		_	1				1		_ ••	1		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会(親会)			第1回 【	l I	 立支援協 検討内容の 							第2回(発表会)
運営会議			検				第1回				第2 ★	20
障害当事者部会			討依頼	第1回		第2回	説明意			第3回	説明	発表
専門部会			•			説見	報告			説見	報 告	
相談•地域生活支援専門部会				第1回				第	2回		第3回	
就労支援 専門部会				第1回				第	2回		第3回	
権利擁護 専門部会				第1回				第2	2回		第3回	
子ども支援 専門部会			第1回				第2回		第3回		第4回	

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	委員委嘱(2年任期)	委員委嘱(1年任期)	委員委嘱(3年任期)
親会	専門部会からの報告に対する協議		運営会議で優先事項として決定された、 専門部会からの報告に対する協議
		前期障害者・児計画事業実績の評価	
相	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等	の解決に向けた仕組みの検討	
談古			
支援専	指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 コロナ禍での相談支援の意見交換	課題整理、子ども支援の部会設立提言	優先協議課題の議論 (地域生活支援専門部会と合同開催)
門部会		前期障害者・児計画事業実績の評価	
就	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体	- 験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの核	食討
労し			
援専	障害者就労支援ハンドブックの作成		障害者就労支援ハンドブック活用についての 検討
門部会			短時間雇用アンケートの実施
権利	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障	害者の権利を守る仕組みの検討	
擁護	成年後見制度の課題整理等	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論
専門			
部会		前期障害者・児計画事業実績の評価	権利擁護に関するパンフレットの検討
障			
ド書当事	区民へ向けた障害理解を深めるための 啓発活動の実施	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)	相談支援専門部会、地域生活支援専門 部会から優先協議課題の説明、意見交換
者			
部会	民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後	の活動目的や方向性の検討	民生・児童委員協議会との交流会
Lile			
地域生活			
支援	駒込地区の地域課題への対応の検討	本富士地区、駒込地区及び富坂地区 の地域課題への対応の検討	優先協議課題の議論 (相談支援専門部会と合同開催)
専門部会			

令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和5年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、 文京区障害者地域自立支援協議会(親会)へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の 生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を 行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組み について検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

… 短時間雇用の周知啓発及び地域の先行事例について検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

:権利擁護制度の利用促進及び関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

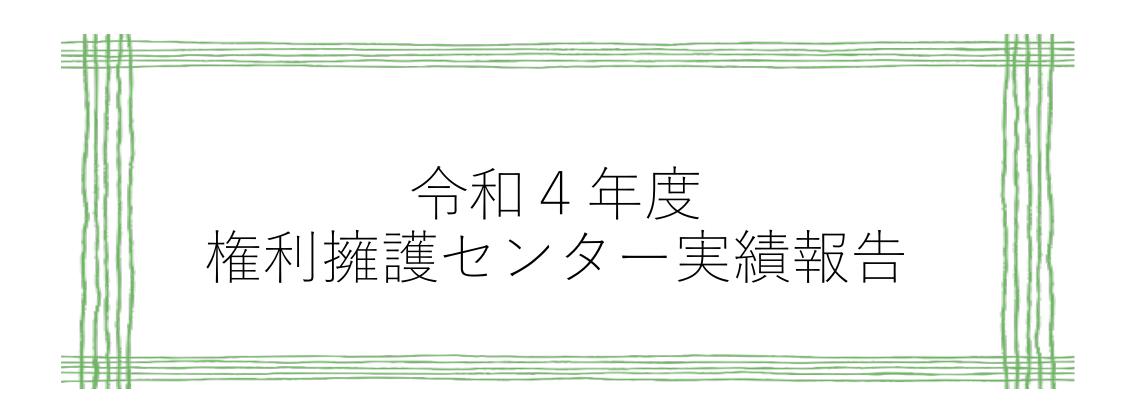
障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から 障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による 相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の 課題について検討を行う。



目次

- 1 権利擁護センター概要
- 2 新規相談対応実績(全体)
- 3 年間継続実績(全体)
- 4 継続対応実績(地域福祉権利擁護事業)
- 5 継続対応実績(後見等)
- 6 制度利用前後の対応状況
- 7 まとめ

1 権利擁護センター概要

(1)権利擁護センター人員体制

係長:1名

· 1 口

専門員:8名

生活支援員:34名

- (2) 利用者数
- ①地権·財保 合計契約者:81名(前年度比9人增)

内訳:高齢者54名、知的障害4名、精神障害13名、その他10名

②法人後見: 7名受任中

内訳:高龄5名、知的1名、精神1名

※以下、地域福祉権利擁護事業は「地権」、財産保全管理サービスは「財保」と表記。

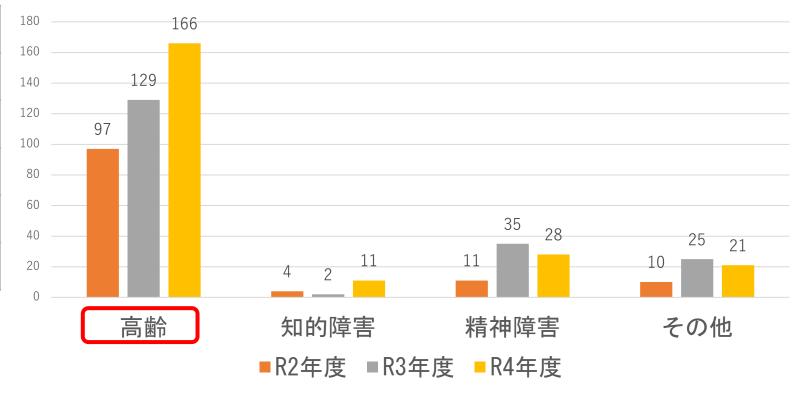
2 新規相談対応実績(全体)(1)新規相談合計人数(単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度
合計	122	191	226
月平均相談 人数	10	16	19

- ・過去3年間で新規相談人数は倍近くに増加。
- ・月平均で、約19名に対応。

2 新規相談対応実績(全体)(2)本人障害種別(新規、単位:人)

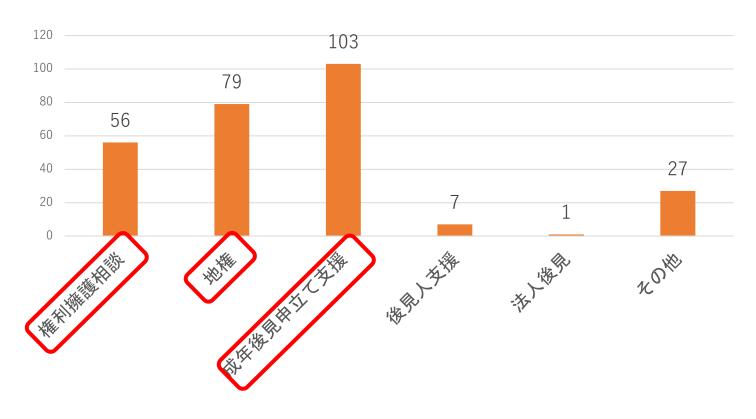
種別	R2年度	R3年度	R4年度
高齢者	97	129	166
知的障害	4	2	11
精神障害	11	35	28
その他	10	25	21
合計	122	191	226



・高齢者の新規相談が増えている。知的障害も増加。 精神障害、その他は前年度に比べると微減かほぼ横ばい。

2 新規相談対応実績(全体)(3)制度別相談件数(重複あり、単位:延べ件数)

4年度
56
79
103
7
1
27
273



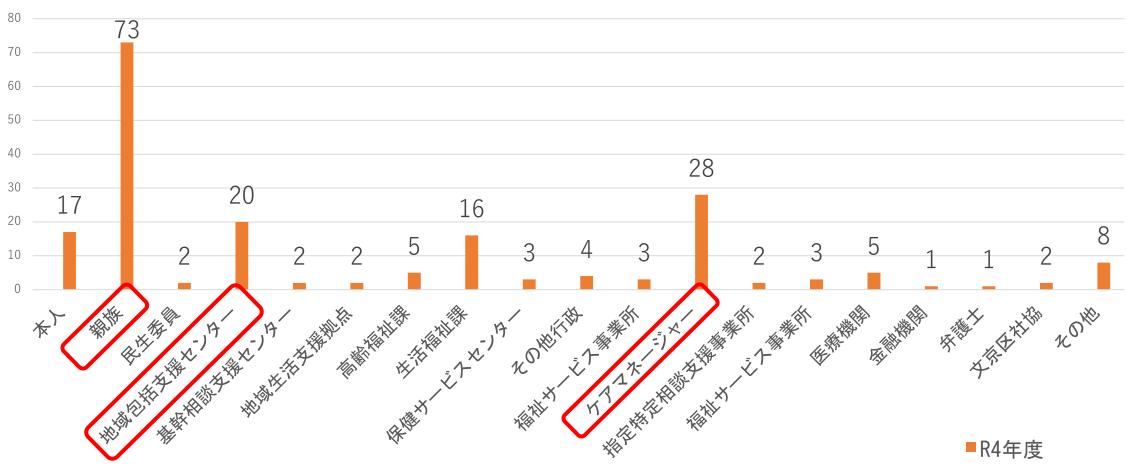
- ・成年後見申し立て支援、地権、権利擁護相談の順で多い。
- ・令和4年度から上記の分類で集計を開始。

2新規相談対応実績(全体)

(4)新規相談者(単位:人)

種別	R4年度	種別	R4年度
本人	17	福祉サービス事業所	3
親族	73	ケアマネージャー	28
民生委員	2	指定特定相談支援事業所	2
地域住民	0	福祉サービス事業所	3
地域包括支援センター	20	医療機関	5
基幹相談支援センター	2	金融機関	1
地域生活支援拠点	2	弁護士	1
高齢福祉課	5	司法書士	0
生活福祉課	16	社会福祉士	0
予防対策課	0	文京区社協	2
障害福祉課	0	生活支援員	0
保健サービスセンター	3	その他	8
その他行政	4	合計	197

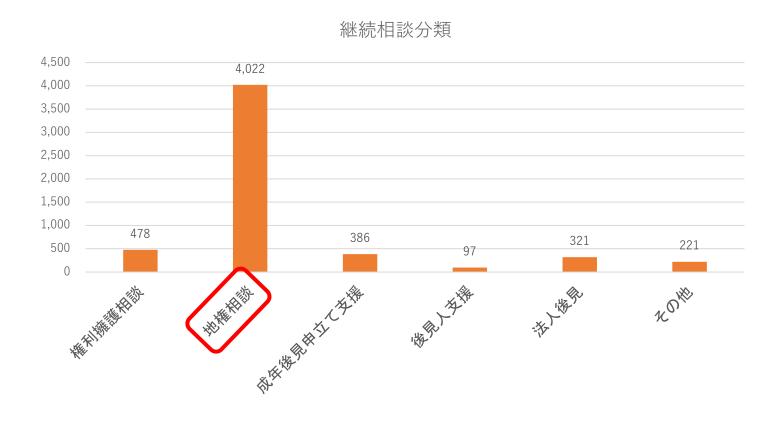
2 新規相談対応実績(全体) (4)新規相談者(単位:人)



親族からの相談が最も多く、次にケアマネージャー、地域包括支援センターと続く。 ξ

3年間継続実績(全体)(初回除く、単位:件)

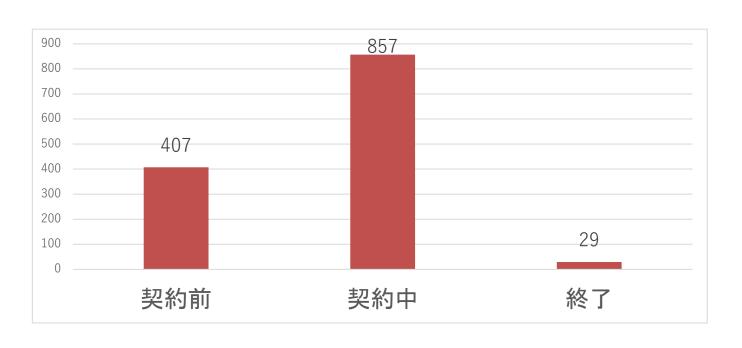
制度別	R4年度
権利擁護相談	478
地権相談	4, 022
成年後見申立て支援	386
後見人支援	97
法人後見	321
その他	221
合計	5, 525



- ・令和4年度、継続して対応している対象者数は282人。 ※令和3年度以前はデータ無し。
- ・継続対応については地権に関するものが最も多い。

- 4 継続対応実績(地域福祉権利擁護事業)(1)地権継続対応人数(単位:人)
- ※月あたりに対応した人数の1年分の合計値

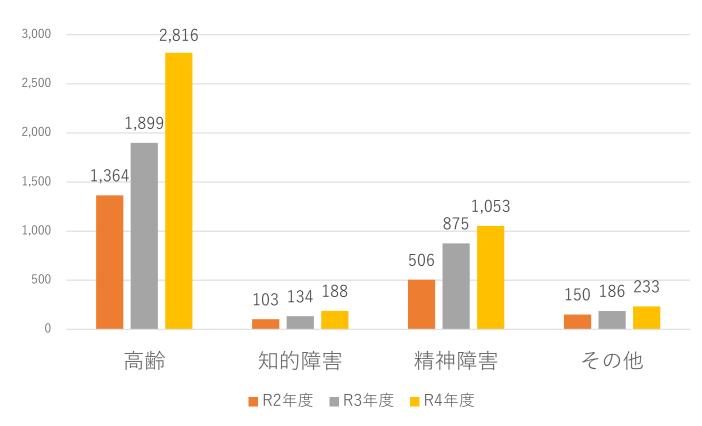
契約状況	R4年度
契約前	407
契約中	857
終了	29
合計	1, 293



- ・地権利用者への対応は、地権契約前対応の約2倍。
- ・契約前の方は月平均34名、契約有りの方は月平均71名対応。

4 継続対応実績(地域福祉権利擁護事業)(2)地権本人障害種別(単位:件)

種別	R2年度	R3年度	R4年度
高齢者	1,364	1,899	2,816
知的障害	103	134	188
精神障害	506	875	1,053
その他	150	186	233
合計	2,123	3,094	4,290

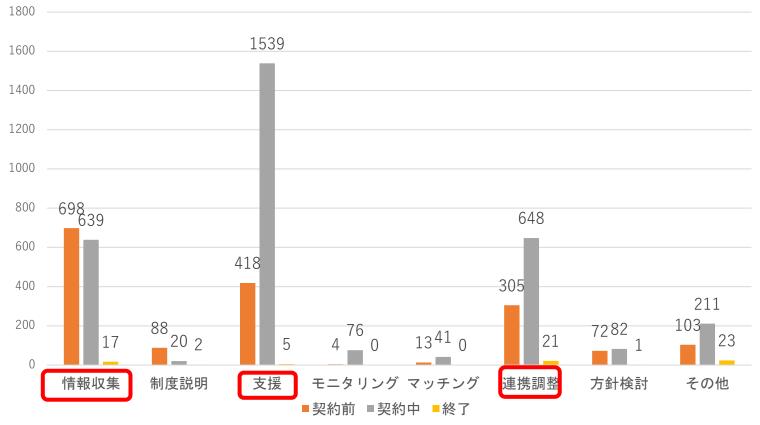


・地権対応の件数は過去3年間で最も多い。

4 継続対応実績(地域福祉権利擁護事業)

(3) 地権対応内容(単位:件)

種別	契約前	契約中	終了
情報収集	698	639	17
制度説明	88	20	2
支援	418	1,539	5
モニタリン グ	4	76	0
マッチング	13	41	0
連携調整	305	648	21
方針検討	72	82	1
その他	103	211	23
合計	1,701	3,256	69



- ・契約中の利用者は「支援」が最も多い。
- ・契約前の対象者においては情報収集が最も多いが、
- 一定数存在する。

12

4 継続対応実績(地権)(4)地権連携先(単位:件)

種別	契約前	契約中	終了	種別	契約前	契約中	終了
親族	126	198	17	ケアマネージャー	322	565	6
民生委員	0	4	0	指定特定相談支援 事業所	24	114	3
地域住民	11	3	()	福祉サービス事業 所	74	210	2
地域包括支援セン ター	112	17	0	医療機関	74	126	0
基幹相談支援セン ター	24	12	1	金融機関	42	51	5
地域生活支援拠点	47	37	3	弁護士	30	56	4
高齢福祉課	116	57	0	司法書士	52	21	8
生活福祉課	193	245	1	社会福祉士	0	3	0
予防対策課	0	0	0	文京区社協	87	55	2
障害福祉課	10	22	0	生活支援員	0	625	1
保健サービスセン ター	10	11	1	その他	134	241	10
その他行政	6	31	1	合計	2,103	4,309	55

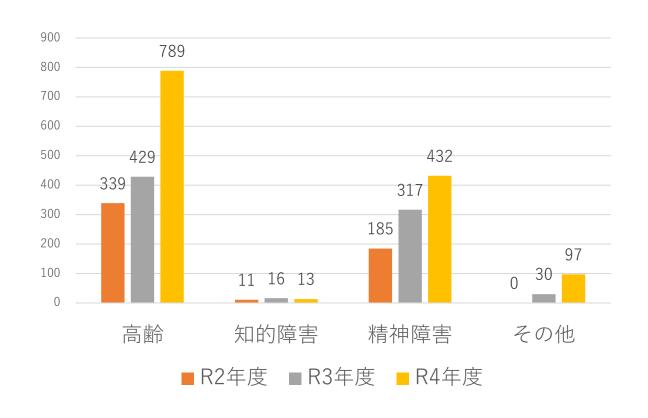
4 継続対応実績(地域福祉権利擁護事業)(4)地権連携先(単位:件)



- ・契約前も後もケアマネとの対応が多い。
- ・契約中は生活支援員と共に支援。
- ・生活福祉課は契約前後、どちらも同程度の対応をしている。

5 後見等継続対応実績(1)後見等本人障害種別(単位:件)

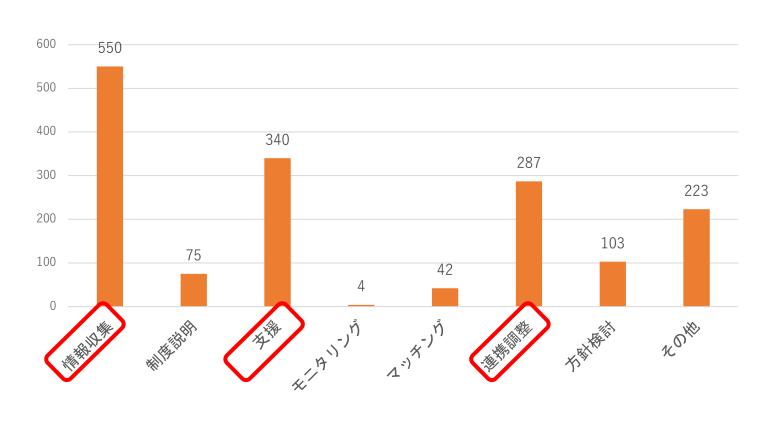
種別	R2年度	R3年度	R4年度
高齢者	339	429	789
知的障害	11	16	13
精神障害	185	317	432
その他	0	30	97
合計	535	792	1,331



・後見等対応の件数も地権同様、令和4年度が最も多い。 ※後見等:権利擁護全般、申し立て支援、後見人支援、法人後見等

5 後見等継続対応実績(2)後見等対応内容(単位:件)

対応内容	R4年度
情報収集	550
制度説明	75
支援	340
モニタリング	4
マッチング	42
連携調整	287
方針検討	103
その他	223
合計	1, 624

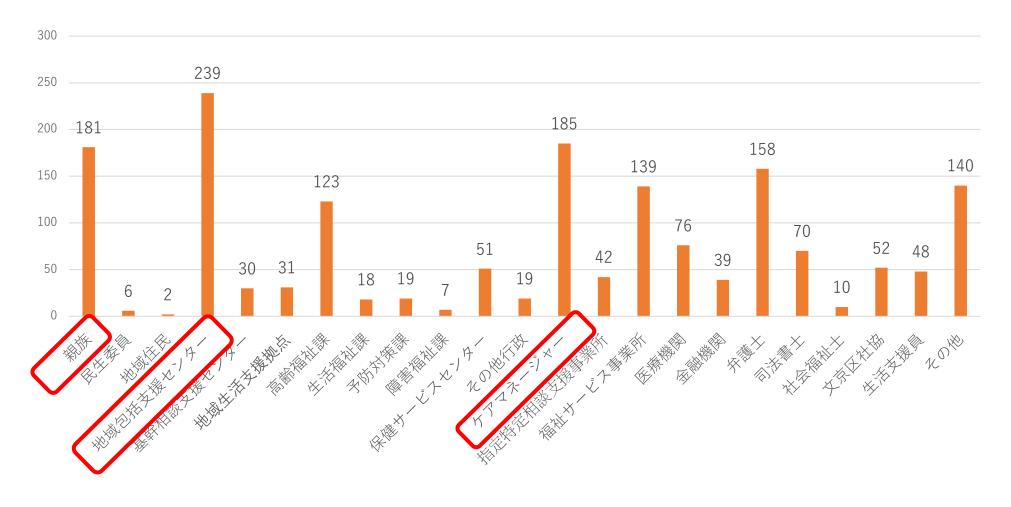


- ・後見等については「情報収集」が最も多い。
- ・「支援」については法人後見が含まれる。
- ・連携調整の数も一定数見られる。

5 後見等継続対応実績(3)後見等連携先(単位:件)

種別	R4年度	種別	R4年度
親族	181	ケアマネージャー	185
民生委員	6	指定特定相談支援事業所	42
地域住民	2	福祉サービス事業所	139
地域包括支援センター	239	医療機関	76
基幹相談支援センター	30	金融機関	39
地域生活支援拠点	31	弁護士	158
高齢福祉課	123	司法書士	70
生活福祉課	18	社会福祉士	10
予防対策課	19	文京区社協	52
障害福祉課	7	生活支援員	48
保健サービスセンター	51	その他	140
その他行政	19	合計	1,685

5 後見等継続対応実績(3)後見等連携先(単位:件)



- ・一番目が包括、二番目がケアマネ、三番目が親族等となっている。
- ・地権以上に、専門職や包括等、より様々な関係機関との連携が見られる。

6 制度利用前後の対応状況

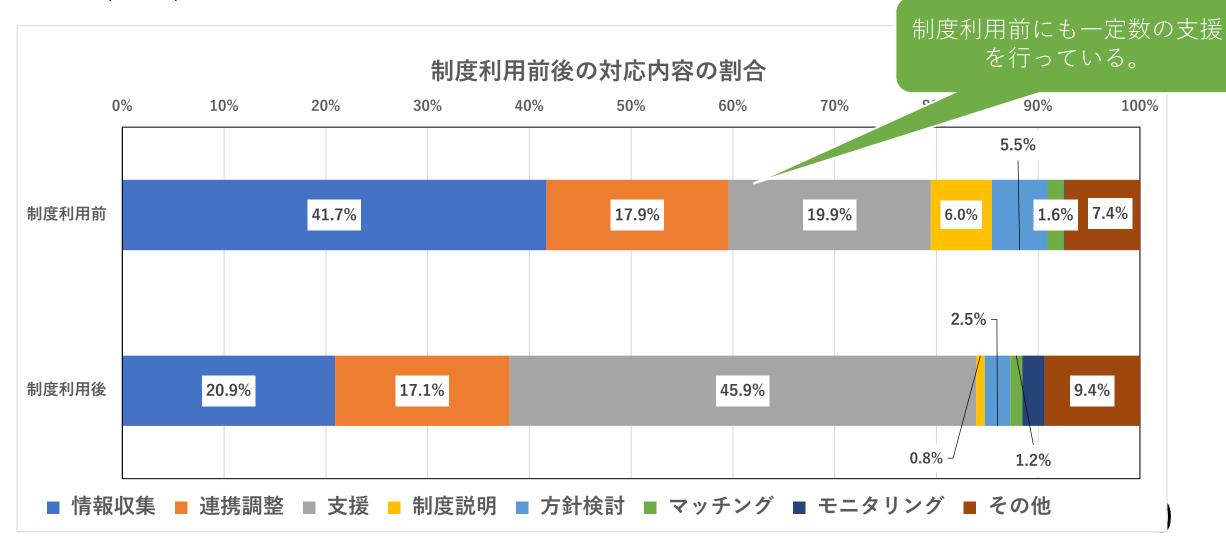
(1) 制度利用前後の連携先(単位:件)

制度利用の有無	制度利用前	制度利用後	総計
本人	876	1725	2601
親族	219	197	416
ケアマネージャー	384	489	873
計画相談事業所	39	89	128
福祉サービス事業所	101	243	344
医療機関	92	120	212
金融機関	37	73	110
地域包括支援センター	245	35	280
基幹相談支援センター	41	14	55
地域生活支援拠点	70	30	100
高齢福祉課	152	50	202
障害福祉課	13	19	32
生活福祉課	170	184	354

予防対策課	3	13	16
保健センター	46	16	62
その他行政	9	41	50
弁護士	120	71	191
司法書士	60	43	103
社会福祉士	6	4	10
生活支援員		609	609
民生委員	4	3	7
地域住民	10	4	14
文京区社協	92	60	152
その他3	67	134	201
合計	2856	4266	7122

- ・制度利用前・・権利擁護諸制度(地権、成年後見等)の利用前
- ・制度利用後・・権利擁護諸制度の利用後

6 制度利用前後の対応状況 (2) 制度利用前後の対応内容



7まとめ

- 権利擁護センターにおいては、初回相談対応、地権、後見の継続対 応が増加。
- 特に高齢関係の相談の伸びが顕著。
- 地権対応の場合、ケアマネージャーとの連携が最も多い。
- 後見等対応の場合、より多機関との連携が求められている。
- 制度利用前後で連携先の差が見られる。
- 制度利用前後の比較では、制度利用前から何らかの支援が求められる利用者が一定数存在することがわかる。
- 制度利用前の情報収集の占める割合が高く、制度に結びつく前に 度々利用者を尋ね、関係構築やアセスメントが求められている。

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告

- ●第1回 令和4年7月29日(金)午後2時~4時 文京区民センター3A会議室
- 議題 (1) 部会長及び副部会長の選任について
 - (2) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会について
 - (3) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会における検討事項について
 - (4)権利擁護専門部会における課題の整理について
 - (5) 令和4年度の今後の予定について
- ●第2回 令和4年12月6日(火)午前10時~正午 オンライン開催
- 議題 (1) 第2回親会報告 優先協議課題について
 - (2) 第1回権利擁護専門部会の振り返り及び課題に対する今後の取り組みについて
- ●第3回 令和5年2月24日(金)午後2時~4時ま 障害者会館A・B会議室
- 議題 (1)権利擁護専門部会の今後の取り組みについて
 - (2) 権利擁護支援連携協議会との連携について
- ●今後の取り組みについての議論の結果
- ・これまでの権利擁護専門部会にて、成年後見制度が始まる準備段階や制度利用後のチーム形成に課題があることが明らかになってきた。障害のある方向けの権利擁護に関するパンフレットの作成を通じて制度自体の理解を深めるとともに、それらの課題に対応できる仕組みや連携体制を作るきっかけにする。
- ●今後の取り組みの方向性
- ・精神障害の場合、発症時期も異なり年齢毎に生じる課題も様々。対象者別に作成する方法もある。
- ・本人が意思表明する機会や経験が無いまま年齢を重ねてしまっている。
- ・家族以外の人に支援をしてもらう機会が少ない。若いうちから社会経験が豊かになるような仕組みが必要。
- ・成功事例について当事者からお話を伺うのも良いのではないか。
- ・チームの中での役割分担に課題がある。
- ・パンフレットの作成がチームの方向性を決める指針になるのではないか。
- ・保護者は「何かあれば施設が何とかしてくれる」という思いがある。パンフレットを通じて具体的に今後について考えていただけるのではないか。
- ・成年後見制度のみではなく権利擁護の制度全体が理解できると良い。
- ・相談体制が整備されると良い。
- ●権利擁護支援連携協議会との今後の連携について
- ・中核機関が運営する同協議会と障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会それぞれの課題を共有し、必要に 応じて検討を行う。具体的には、障害福祉課よりご提案された「文京区障害者地域自立支援協議会に対する地 域課題の提供依頼について」のフォーマットを活用する。

制度利用前からの切れ目ない支援の構造つくりについて(案)

目標1 本人・家族が成年後見制度について継続的に学ぶ・ 知る機会を得る

目標2 来る日への不安を解消し、その時が来たならすぐに 行動につながる

目標3 成年後見制度利用に向けて、支援者間で支援課題や 利用準備状況を引きついでいく仕組みがある



- ・ライフステージ毎の支援者からの情報提供や助言・相談を受けることができる
- ・各種講座等にて制度に触れる機会がある
- ・ライフステージ毎の支援者による情報提供や助言・相談を受けることができる
- ・専門的(法律相談等)・福祉相談窓口がある



- ・長期的な意思決定支援計画として、個別支援計画等に必要なスキル獲得が意識されている、あるいは項目が設定されている
- ・サービス等利用計画の中に成年後見制度利用準備状況について引継ぎがある

必要な整備事項

- ★支援者への啓発・研修
- ★対象者や区民への周知・啓発
- ★専門的(法律等)・福祉的相談窓 □の整備
- ★サービス等利用計画・個別支援計画の整備と関係機関の協力体制の確立

